

○津山市防犯灯設置費補助金交付要綱

平成18年6月28日

津山市告示第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の防犯意識を高め、夜間の犯罪、事故等を未然に防ぐ地域社会づくりに寄与するため、防犯灯の設置を行う町内会に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 津山市連合町内会に加入している単位町内会等をいう。
- (2) 防犯灯 犯罪等を未然に防止するため、現に一般交通の用に供されている道路及び公共的な場所に設置する照明灯であって、その光源にLEDランプを使用するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による防犯灯設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、防犯灯の設置をしようとする町内会とする。

(補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防犯灯の新設又は取替え(ランプのみの取替えを除く。)に係る費用とする。ただし、支柱の設置に係る費用は除く。

2 補助金の対象となる防犯灯の灯数は、同一年度1町内会当たり1灯(200世帯を超える町内会は、2灯以内)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内で、防犯灯1灯につき20,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 町内会が、補助金の交付を受けようとするときは、当該町内会の会長(以下「申請者」という。)は、防犯灯設置工事の着手前に、津山市防犯灯設置費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、防犯灯設置工事の着手前に、前項の規定による決定を受けなければならない。
(請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、防犯灯設置工事が完了したときは、速やかに請求書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

(1) 津山市防犯灯設置費補助金実績報告書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、町内会が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、補助金交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(防犯灯の維持管理)

第10条 防犯灯設置後の維持管理に要する経費は、町内会の負担とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

※ 改正履歴、付則及び様式は省略しています。